

な時以外手を触れてはいけない。

特別に許可された時以外は、火気を使用してはいけない。

2. 体育館・柔道場・剣道場・トレーニングルームの鍵については体育科及び職員室キーボックスで保管する。鍵が必要な場合は顧問の先生の承認を得て使用すること。

生徒心得

義務教育を終え、さらに広く深く学ぶために、選ばれて入学した高等学校である。諸君の高等学校での3ヶ年は、それにふさわしい、誇りと自覚に裏づけられたものでなければならない。

生徒の本分は、いうまでもなく学習である。諸君は、課せられた科目すべてに全力を注ぎ、高等学校教育の目的が達成されるよう努力すべきである。

しかし、学校教育の意義は、教科の学習だけにあるのではない。学校生活を通して、未来の社会の有能な形成者としての資質の向上をはかることも、教科の学習に劣らず重要である。

以下の諸条は、本校における学校生活のルールと、高校生として最低限の行動規準を示したものである。諸君がこれらを、他から与えられた制約としてではなく、自ら選びとった行動規準として、自主的に守り、諸君の社会人としての成長に努めるとともに、学校生活全体の秩序の維持と発展に対して、その一成員としての責任を果たすことを期待する。

I 願い出・届け出

1. 次の場合は生徒手帳の諸届欄により担任に届け出ること。

ア. 遅刻 イ. 早退 ウ. 欠課 エ. 外出

オ. 見学 カ. 欠席 忌引 ク. 異装
1週間以上病欠の場合は、医師の診断書を添付すること。

忌引日数は次のとおりとする。

父母 7日	祖父母 3日	兄弟姉妹 3日	曾祖父母・おじ、おば 甥姪 1日
-------	--------	---------	------------------

2. 次の場合は、所定の様式により、担任または部顧問を通じて、届け出または願い出ること。

(願い出)

ア. 公欠扱い

イ. 下校時刻以後の居残り

(届け出)

ア. 旅行

イ. 部入部・退部

3. 学校内で団体を組織し、または集会を開こうとするときは、事前に担任・顧問を通じて生徒部に届け出て承認を得ること。

4. 学校内で文書等を掲示・陳列または配布しようとするときも、上に準ずる。なお、文書の掲示は特別に許可ある場合を除き掲示板のみとする。

II 服装、頭髪

1. 服装等に関する規定

期間	男子		女子	
	冬服 10/1～5/31	夏服 6/1～9/30	冬服 10/1～5/31	夏服 6/1～9/30
ブレザー	学校指定のブレザー		学校指定のブレザー	
ズボン スカート	学校指定のズボン	学校指定のズボン	学校指定のスカートまたはスラックス	学校指定のスカートまたはスラックス
シャツ	ワイシャツ(白無地)	ワイシャツ(白無地) ・ポロシャツ(白無地)	ワイシャツ(白無地)	ワイシャツ(白無地) ・ポロシャツ(白無地)
ネクタイ	学校指定のネクタイ	学校指定のネクタイ ただし着川しなくてもよい	学校指定のネクタイ	学校指定のネクタイ ただし着川しなくてもよい
ベスト	着用する場合は無地とする。色は「白・黒・紺・茶・グレー」の派手でないVネックのもの		着用する場合は無地とする。色は「白・黒・紺・茶・グレー」の派手でないVネックのもの	
カーディガン セーター	着用する場合は無地とする。色は「白・黒・紺・茶・グレー」の派手でないVネックのもの 上着を必ず着用すること		着用する場合は無地とする。色は「白・黒・紺・茶・グレー」の派手でないVネックのもの 上着を必ず着用すること	
コート類	校内では着用しないこと。無地で黒・紺・茶・グレーとする。必ずブレザーを着用すること。		校内では着用しないこと。無地で黒・紺・茶・グレーとする。必ずブレザーを着用すること。	
靴	革靴または運動靴 (サンダル ブーツ ハイヒールは禁止)		革靴または運動靴 (サンダル ブーツ ハイヒールは禁止)	

・学校指定のブレザー、ズボン、スカート、ネクタイは入学時に冬服・夏服共に購入すること。
・ワイシャツ、ポロシャツは学校指定のもの以外に、白無地のワイシャツ、ポロシャツも認めている。
・ストッキング、タイツを着用する場合は、黒無地のものとする。
・スウェット、パーカー、ジャージ等その着用は校内では認めない。

2. 頭髪

- (1) 染色, 脱色を含め頭髪の加工は禁止とする。
- (2) エクステンション, かつらは禁止とする。

3. その他

- (1) 化粧・装身具（ピアス, ネックレス, イヤリング, 指輪, ネイルなど）は禁止する。
- (2) 服装の違反となる衣類は, 学校で預かる。状況により再登校指導とする。
- (3) 頭髪の違反は, 直すまで再登校指導とする。
- (4) 異装は, クラス担任を通して, 願い出を生徒部に提出すること。

Ⅲ 登校・下校

1. 生徒手帳を常に携帯すること。
2. 始業5分前までに登校すること。
3. 終業後は, なるべく早く下校し, 最終下校時刻午後5時（残留届けが出た場合5時30分）を厳守すること。
4. 登下校の際は公衆道徳を守り, 大山高校生としての節度ある態度を保つこと。交通ルールとマナーを守ること。特に, 自転車の走行については安全運転を心がけ, 事故のないよう細心の注意を払うこと。
5. バイクや自動車での通学は禁止する。同乗しての通学も同様である。制服でのバイク乗車も指導対象となる。何らかの理由があって保護者の運転による通学が必要なときは, 事前に申請

をして学校の許可を受けること。

6. 下校の途中は寄り道をしないこと。特に好ましくない場所に立ち寄りぬこと。

Ⅳ 校内生活

1. 登校後は無断で外出しないこと。やむを得ず外出するときは, 必ず担任に届け出ること。
2. 集会のときは敏速に行動し, 私語を慎み, 全体の秩序を乱さぬこと。なお, 出席番号順に並ぶこと。
3. 各人が勉学の間である校舎内外を清潔に保つよう心がけること。
4. 土足のまま校舎内に入ったり, 上履のまま校舎外に出たりしないこと。
5. 上履は必ず指定運動靴で学年別指定色のものを使用し, 記名をはっきりしておくこと。
6. 校舎や校具を破損してしまったときは, すぐに教員に届け出ること。やむを得ない場合を除き, 修繕の費用は自己負担となる。
7. 放課後, 集会その他の目的で教室を使用するときは, その教室の担任の許可を得ること。
8. 職員室・各科準備室・経営企画室・特別教室・保健室などに, みだりに出入りしないこと。
9. 所持品には必ず氏名を明記すること。所持品を紛失したり, 物品を拾得したときは生徒部に届け出ること。
10. 無用の金銭・貴重品を所持しないこと。

11. 金銭・物品の貸借は慎むこと。
12. 体育実技のとき、特別教室使用のとき、貴重品は各自のロッカーで管理し、教室や更衣室に放置しないこと。
13. 同一教室を定時制と共用するところでは、お互いに迷惑にならぬよう十分注意すること。
14. 校内には、学習に関係のないものは一切持ち込まないこと。
15. 個人情報の管理を徹底し、外部に流出させない。

V 清掃・美化

1. 教室内・廊下を整理整頓し、学習環境を整えること。
2. 毎週「一斉清掃」を実施すること。定期および随時に行われる大掃除には、平常時よりも丁寧に清掃を行うこと。
3. 清掃終了後は関係教員の点検を受けること。
4. 清掃用具等は所定の場所に整頓しておき、破損または紛失の場合は、直ちに学級担任および保健部に申し出ること。
5. ゴミ捨てについては、分別をしっかりと行い決められた日時を守って捨てること。

VI 校外生活

1. 校外においては、高校生としての自覚に基づく行動をし、本校生徒の誇りを保つこと。
2. 映画その他の興行物については、その選択お

よび鑑賞の態度には十分注意し、風紀上好ましくない場所には絶対に立ち入らないこと。

3. 外出の際は、家人に行き先・用件・帰宅時間を必ず告げるようにし、夜間の外出は、止むを得ぬ場合のほかはさけること。
4. 外泊は、保護者の許可なくしないこと。
5. アルバイトは、禁止する。但し、家庭の事情がある場合、担任に相談すること。